



農作物の被害 36.7.4 現在

Table showing agricultural damage statistics for various crops like rice, wheat, and other grains, including area and estimated damage amounts.

農作物の被害 36.7.4 現在
水稲 7,470
陸稲 600
小麦 1,110
雑穀 2,110
煙草 210
合計 10,390

七月の納税
固定資産税 第二期
国民健康保険税
三十一日限り

均等割百九十七円に
国民健康保険税率改正
八郷町国民健康保険税率例の一部を改正する条例について(議案第60号)

所得税第一期分の納税は、七月一日から七月三十一日までです。納税者の皆さんの手もとへは、予定納税基準額の通知をさしあげましたので十分準備をされていることとします。

八郷広報

発行所 八郷町役場
戸数と人口 一六月末現在
世帯数 5,698
人口 男 15,732 女 16,530 計 32,262

36・6豪雨の猛威 農作物千七百タールに被害

36・6豪雨と名づけられた六月二十七・二十八日の集中豪雨は、昭和十三年の災害を上まわるといわれ、山根盆地上空の被害を記録した。
土木関係 被害総額 一億二千八百万円
六月二十三日から二十九日 億円を越えるものである。
このため町は、緊急対策委員を設け、また緊急に議会全員協議会を開くなど、その対策をいそいでおります。

救護対策
救護対策の要は、次のとおりです。
1. 家屋の全半かい、床上浸水などの被害者に対し、町社会福祉協議会より見舞金を贈るよう手配している。
2. 生業再建に必要と認められるときは、更生資金貸付金を優先的に貸付する。

救護対策
救護対策の要は、次のとおりです。
1. 家屋の全半かい、床上浸水などの被害者に対し、町社会福祉協議会より見舞金を贈るよう手配している。
2. 生業再建に必要と認められるときは、更生資金貸付金を優先的に貸付する。

農業委員 21名きまる
三地区で選挙戦
八郷町農業委員会の一般選挙は、七月十一日告示され、柿岡、赤瀬、小松で十八日選挙を行い、ほかの地区は定数内立候補で無競争である。

第二回定例会
国保条例の一部改正
町議会第二回定例会は六月二十二日役場でひらかれ、国民健康保険条例の一部を改正する条例などを可決した。

Table showing the results of the agricultural committee election, listing candidates and their respective regions.

36・6豪雨の猛威
農作物千七百タールに被害
土木関係 被害総額 一億二千八百万円
六月二十三日から二十九日 億円を越えるものである。
このため町は、緊急対策委員を設け、また緊急に議会全員協議会を開くなど、その対策をいそいでおります。

救護対策
救護対策の要は、次のとおりです。
1. 家屋の全半かい、床上浸水などの被害者に対し、町社会福祉協議会より見舞金を贈るよう手配している。
2. 生業再建に必要と認められるときは、更生資金貸付金を優先的に貸付する。

救護対策
救護対策の要は、次のとおりです。
1. 家屋の全半かい、床上浸水などの被害者に対し、町社会福祉協議会より見舞金を贈るよう手配している。
2. 生業再建に必要と認められるときは、更生資金貸付金を優先的に貸付する。

農業委員 21名きまる
三地区で選挙戦
八郷町農業委員会の一般選挙は、七月十一日告示され、柿岡、赤瀬、小松で十八日選挙を行い、ほかの地区は定数内立候補で無競争である。

第二回定例会
国保条例の一部改正
町議会第二回定例会は六月二十二日役場でひらかれ、国民健康保険条例の一部を改正する条例などを可決した。

協定会費納入は
八月に全額
町社会福祉協議会のみならず、振興指定地区となりさらには事業の促進にあたり、会費の徴収は、これまで年額九十円を五月、八月、一月の三期に納入していましたが、本年の総会において会費は一期に改めるよう多数の要望がありました。

円満に進めたい中学校の統合

八郷町も、いよいよ明三十七年度から、新町建設計画の大事業である中学校の統合に、本格的に着手することになりました。

とりあえず、本年度は、各地区に統合促進協議会を結成し、趣旨の徹底をはかり、統合計画案にもとづいて十分ご検討をいただき、修正すべき点は修正して、町民大多数のご賛同を得て実行に移して参りたいと考えています。

町の基本的な考え

全部の中学校を適正規模の学校に配置

適正規模の中学校とは、(1)学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること(2)通学距離が徒歩で六キロメートル以内であること(3)この二つの条件がそろってゐることです。

現在八郷町の中学校は、六学級から九学級までで、いわゆる小規模学校の部類に属します。これらの小規模学校は教員組織の充実と、施設設備の拡充をはかる上に困難をともなうことが多いので、これを適正規模にまで統合することは義務教育水準の向上と、学校経費の合理化のためきわめて重要となるのです。

中学校の教職員は、大体一教科二教科について正規の免許状を持っていますので、免許状を受け持つことが望ましいのですが、小規模学校では教員の配当基準が低いので、

このために学習指導が不徹底となり、学力低下の大きな原因ともなっており、将来日本の創造に、町づくりに参加する大事なお子様方の基礎教育に重大な影響を及ぼすことになるのです。

また学校を経営して行くための経費も、小規模学校ほど割高であり、教員定数の不足と相まって、科学技術教育を行なう上に支障をきたしている現状なのです。

ここに小規模学校を適正規模に統合し、教員組織の充実をはかり、整備された教育施設のもとで、次代をなう大事なお子様方を勉強させねばならぬ理由があるのです。

昭和三十一年までに三校とも着工へ

統合中学校の建設には、莫大な経費を必要としますが、その経費の大部分は、国庫負担と地方債と町費に期待しています。

国では、文教施設整備五ヶ年計画をもち、昭和三十四年から昭和三十八年までに、集中的に整備を推進することになっていますが、全国的な延長要望もありまして、なお一ヶ年の延長も予想されますので、三十七・八・九の三ヶ年間に一校づつ着工し、各校とも二ヶ年計画で工事をすすめ昭和四十年に完成したいと願っています。

区域は小学校の通学区域を基礎として

全町を三統合中の通学区域にくみかえを予想されますがそれは小学校の通学区域をもととして区画を立てたいと思えます。

八郷リンゴ 出荷はじまる

自分の町で、リンゴが生産されることを知っている人は案外と少ない。



柿岡商店街の目抜き通りを西に抜けて、石岡一高八郷分校から右に折れ、坂をくだると、ところどころリンゴ園が見られる。これは大字小屋の塚田覚司(72)さんのリンゴ園である。

「リンゴがなったら、おでんとさまが西から出る」といわれながら、栽培をつづけて12年、今では本場ものに劣らないリンゴが、箱につめられ運ばれて行く。写真は、出荷がはじまった八郷リンゴ。

農業会館落成

かねてから完成が待たれていた農業会館は、柿岡下宿に九十坪、三百三十万円で完成、普及所が移転した。写真。



生ワクチンを投与

子供に対する無慈悲な敵である小児マヒは、昨年の大流行を上まわる拡大の傾向が見られる。疾病による被害にとどまらず社会生活をおびやかしています。

これに対する処置として、国では予防法を改正し、例年発生患者数の七割をしめる三才以下の乳幼児に、生ワクチン(ソークワチン)の接種をすすめています。また、このほども三才以下の年齢階層にも相当緊急の予防対策を全国的にとることに定められました。

このために、法定のソークワチンを使用することとはもちろん、最盛期

この生ワクチンはその性質上、一定の地域内ではいっせいにやる必要があることと、ワクチンの貯法や有効期間、投与上の注意を考慮して、実施の際は皆さまのご協力をお願いしなければなりません。

①三才以上六才未満のもの
②三ヶ月以上三才未満のもの
③流行地又は流行のおそれある地域における六才以上十才未満のもの
④その他知事が特に必要と認めるもの

この生ワクチンはその性質上、一定の地域内ではいっせいにやる必要があることと、ワクチンの貯法や有効期間、投与上の注意を考慮して、実施の際は皆さまのご協力をお願いしなければなりません。

農業基本法のあらまし

前号では、農業基本法が世論としてよりあがった農業問題で、立法の精神として法制化したこと、これがネライなどについて述べてみましたが、本号では農業基本法はどのような内容をもって構成されているかを書いてみたいと思います。

農業基本法は、まず第一条で国の農業に関する政策の目標を定めています。その目標は二つのことがらについて定められています。それは「ほかの産業との生産性の格差が余りにも大きいから、これを是正させるように農業の生産性を向上させること」と「ほかの産業に働く人と同じよう

需要に応じ選択・拡大へ

その次の第三条では、地方公共団体も国の施策に準じて施策を講ずべきことを定めています。この二つの条項で目標達成のための施策を義務づけているわけですが、その目標達成のためには、需要が伸びるものと、逆に減少するものがあります。こういふことを考えないで、ただ、作りさえすればよい、というわけにはいかならないのです。そこで今後は、このような

増産一本やりでよかったのですが、食糧需給が大市に緩和し、国民の生活水準が上昇している現在では、需要が伸びるものと、逆に減少するものがあります。こういふことを考えないで、ただ、作りさえすればよい、というわけにはいかならないのです。そこで今後は、このような

職員人事異動

新任課長名 氏 名 旧職名

△六月一日付
秘書公聴課 路川 美子 (税務課)

△六月五日付
税務課 佐藤 文子 (新採)

△六月十五日付
秘書公聴課 横 浜 明 (新採)

△六月三十日付
職 大野谷 喜久雄 (保育所長)

職 梶山 丈夫 (小幡連絡所)

職 富田 敏枝 (社会課)

畜犬登録

お済みですか

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か

去る五月十七日より、畜犬登録と狂犬病予防注射を行ないましたが、まだ済んでないときは、至急手続きと注射をして下さい。

(一) 狂犬病を防ぐために、犬の登録は生後九十一日(三ヶ月)以上たつと、毎年一回町役場に届け、登録を受けなければなりません。登録手数料は一頭につき三百円です。

(二) 四月から狂犬病予防注射は、獣医師会が実施主体で行なうように改正されました。生後九十一日(三ヶ月)以上の犬は獣医師が実施する年二回(春秋)の集合注射又は戸別注射を受けなければなりません。注射料は一頭につき百円です。戸別注射の場合には往診料を徴収されます。

(三) 犬の鑑札や注射済票は犬の首輪につけておいてください。つけておかないと捕かれます。

(四) 注射済票は四月から保健所が交付し、注射交付手数料を徴収することになっております。注射済票交付手数料は一件十五円、再交付手数料が一件十五円です。

(五) 登録犬所有者で、犬が死亡したとか、所有権を放棄するときは、鑑札注射済票を添えて届けること。

(六) 犬が捕かかれた時は、保健所へ届けてください。保健所で捕かかれた犬は、抑留所に入れて管理しますが、三日すぎますと処分することになっております。なお、捕か